

ソーシャルメディア運用ガイドライン

平成 27 年 4 月 8 日

学長裁定

東都医療大学では、ソーシャルメディアを運用するにあたり、適切に管理・運営するため下記のとおりガイドラインを定める。

1. ソーシャルメディアの定義

本ガイドラインにおける「ソーシャルメディア」とは、「Facebook」や「Twitter」、「Youtube」など、インターネット上において、ユーザー同士でコミュニケーションをとるサービスのことを指す。

2. ソーシャルメディア利用の目的

東都医療大学の取り組みや行事、学内の情景等をリアルタイムで発信することにより、卒業生、在学生や社会へ、より身近でタイムリーな情報を提供できるよう努める。また、閲覧者のネットワークを利用して情報が拡散することで、繋がりを広める。

3. 情報発信の心得

ソーシャルメディアを利用する際は、以下の内容を心掛けて発信するものとする。

- ① 投稿内容は、東都医療大学に関係する情報であること
- ② 情報を正確かつ誠実に発信すること
- ③ 投稿時は東都医療大学の一員として発信することの自覚と責任を持つこと
- ④ 投稿時は「4. 遵守事項」に違反していないか確認すること

4. 遵守事項

ソーシャルメディアを利用する際は、以下の行為を禁止する。違反した場合、また第三者から以下の行為が見受けられた場合は管理者によって削除する。

- ① 公序良俗または法令に反する行為
- ② 著作権、商標権、肖像権等を侵害する行為
- ③ 個人または組織等を誹謗中傷する行為
- ④ 人権およびプライバシーを侵害する行為
- ⑤ 広告、勧誘等営利目的で利用する行為
- ⑥ 特定の思想、宗教、信条、政治に関する意見を発信する行為
- ⑦ なりすまし等による情報発信行為
- ⑧ 職務上知り得た機密事項を発信する行為
- ⑨ その他東都医療大学が不適切と判断する行為